

東郷町都市計画審議会議事録

日時 平成 31 年 2 月 6 日 (水)
午前 10 時から正午まで
場所 役場 2 階大会議室

- 1 出席者
太田安彦、松野一彦、石川正利、加藤たか子、寺澤秀治、柘植豊彦、石橋直季、
加藤宏明、若松孝行、水川淳、近藤鑛治、星野靖江
- 2 代理出席
中根卓矢（愛知警察署長代理 交通課規制係長）
- 3 欠席者
近藤教文、中林久子、水野和恵、河合一吉
- 4 事務局
経済建設部長 加藤克彦、都市計画課長 小林一夫、係長 大竹邦一、
主事 竹橋 一
- 5 傍聴者
なし
- 6 会長の選出並びに会長の職務代理及び議事録署名委員の指名
太田安彦委員を、会長に選出した。
松野一彦委員を、会長の職務代理に指名した。
寺澤秀治委員及び若松孝行委員を、議事録署名委員に指名した。
- 7 議題
議案第 1 号 東郷町立地適正化計画（東郷町決定）
- 8 質疑意見等
 - Q1 誘導施設のうち、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、整形外科の 4 つの科目に限定して設定した経緯を確認したい。
 - A1 まず、医療分野で総合病院は周辺市に立地があり、町内にある必要性は高くないと考えました。小規模な病院・診療所で町内に不足する診療科目のうち、高齢者が受診する機会が高いと思われるものを設定しました。これらの診療科目のある医療機関が中心拠点に集積して立地することにより、高齢者の移動が少なく受診が可能となり、利便性が高まると考え設定したものです。
また、産婦人科については、町内に医療機関はないですが、公共交通を利用した受診が想定されないことから、町中心部へ誘導する施設と設定をしないことが適切と考えました。
 - Q2 計画公表後に誘導施設が都市機能誘導区域外に誘導施設を立地する届出は、どのように取り扱われるのか。

A2 都市再生特別措置法に基づき、立地適正化計画公表後は届出制度が適用され、都市機能誘導区域外に誘導施設を立地する場合は、建築の 30 日前までに届出が必要となります。町は、計画の趣旨を説明し、都市機能誘導区域に立地をしてもらうよう行政指導を行うものです。

制度自体がまだ新しく運用の実態は明確でない部分もあるが、建築の 30 日前に場所を変更するような指導に対し、事業者が計画を変更することは困難であることが多いと想定しています。

Q3 バスの乗車率や 1 日 30 分以上歩く 65 歳以上の高齢者の割合などの計画の目標値について、5 年ごとの見直しなどで数値の達成状況の確認や、既に達成されている場合の更新などは検討するのか。

A3 バスの乗車データと 1 日 30 分以上歩く 65 歳以上の高齢者の割合については町の担当部局で、年度ごと又は計画見直しの際にデータを確認することから、5 年を目途に達成状況の確認を行います。これらの目標値は、それぞれ担当部局で目標値が設定されており、目標を達成して目標値を変更したときは、この計画の目標値も更新を行うものと考えています。

Q4 居住誘導区域外の対応に「駅からおおむね 1 キロメートル以内の交通利便性の高い地域」とあるが、米野木駅周辺の具体的な地域のことを言っているのか。

A4 具体的な地域の想定はなく、愛知県の「市街化調整区域内地区計画ガイドライン」の基準を引用したものです。

Q5 誘導施設の医療施設について、例えばセントラル地区の大型商業施設内に誘導するなど、町として取り組む考えはあるか。

A5 町としては、これらの診療科目が都市機能誘導区域内にあるべきということをこの計画で定めるので、そういった要望については事業者に対して行っていきたいと考えています。現在は、具体的に決まっているものではありません。

Q6 誘導施設が立地する場合に、事業者はメリット等があるのか。

A6 国の行う支援として税制上の買い替え特例の優遇措置などがあります。町としては、公共用地等があれば、誘導施設の立地に活用可能か検討するなどは、誘導施策を中心に協力していく部分もあると思います。

Q7 資料 1 の 13 ページの 2042 年の地図上の人口推計で都市機能誘導区域やその周辺で人口が増えない推計となっており、違和感がある。

A7 人口推計は、現在の住民票のある位置をベースに、国立社会保障・人口問題研究所の指標を使って推計しているため、現在は人が住んでいないセントラル地区の将来人口も増えない推計値となっています。今後の、開発の見込みを使った推計は、行っていないことからこのような状態となります。

Q8 居住誘導区域周辺において、日常的に利用するスーパーマーケット等の立地や誘導については計画で記載がないが、どのような考えになるのか。

A8 誘導施設とは、都市機能誘導区域に誘導する施設であるため、町内各所で必要なスーパーマーケットなどを位置付けると、町中心部に立地を誘導すること

になるので、誘導施設には位置づけていないものです。和合ヶ丘などの市街化北部エリアや北山台などの市街化東部エリアには、商業機能の充実が必要であることは、資料1の25ページに記載があります。

意見1 市街化調整区域での田や畑などの今後の利活用について、農政部局と連携して、今後考えを示してほしい。

意見2 市街化区域の中で更に線引きをする制度のため、居住誘導区域内と区域外で大きな差が生じないように努めてほしい。

公共交通が弱いエリアには、人が居住しにくいと思う。町の公共交通の検討の際に、現在居住者にも支線を走らせるなど考慮した計画としてほしい。

9 審議結果

諮問のとおりで異議なし

10 報告事項

都市計画の基本的方針の概要について報告